

(表1)

農地法第3・4・5条・現況証明に必要な添付書類一覧表

添付書類	手続種別	3 条		4・5条		現況証明	備 考
		町	届出	許可	町		
①申 請 書		2	2	3	2		
②土地登記事項証明書 (3ヶ月以内)		2	2	3	2		法務局 (インターネット取得は不可)
③案内図(都市計画図1/2500等)		2	2	3	2		
④整 理 図(公図)		2	2	3	2		税務課等 ※隣接地現況地目記入
⑤建物等平面図				3			設計士等
⑥建物等 配置図(排水計画図)			2	3	2		〃
⑦資力があることの証明(残高証明・預金通帳 の写し・融資証明書・融資証明申込書の写し 等)				3			金融機関等 ※転用申請者と融資を受ける者が 異なる場合は別途続柄が分かる書 類の添付が必要
⑧意見書(土地改良区)				3			土地改良区
⑨他法令許認可等写し				3			
⑩仮換地証明書・仮換地等指定通知・仮換地位置図・ 仮換地指定図			(2)	(3)			区画整理課
⑪農家基本台帳写し				(3)			産業振興課
⑫耕作面積証明書				(3)			〃
⑬営農計画書		2		(3)			
⑭事業計画書		(2)		(3)			
⑮家屋証明書等					2		税務課
⑯写 真					2		
⑰各種理由書		(2)		(3)			
⑱各種誓約書・同意書・承諾書		(2)		(3)			
⑲始 末 書				(3)			
⑳住民票、戸籍謄本等写し(3ヶ月以内)		(2)	(2)	(3)			住民課
㉑法人登記簿謄本(3ヶ月以内)		(2)		(3)			法務局
㉒〃 定 款		(2)		(3)			
㉓〃 決算書等		(2)		(3)			
㉔確定判決書・調停調書等		(2)		(3)			
㉕組合員名簿又は株主名簿の写し		(2)					農地所有適格法人で該当の場合
㉖委任状		(2)	(2)	(3)	(2)		代理人申請の場合

(●注1) 申請書以外の2部以上の添付書類については、1部原本が必要、(●注2) ( ) 内は必要な場合のみ添付

(●注3) 4・5条届出及び現況証明は随時受付(県現況証明を除き約2週間で受理)左記以外は、毎月5日受付締め切り  
(5日が休日の場合には後日に繰り下げ。受付は締切日までに全て整った状態での受付となりますので、不備等がある場  
合は翌月以降の受付とさせていただきます。)(●注4) 太陽光設備等の転用の場合、上記とは別に関係資料の添付が必要です。

※許可・受理後の許可書、受理通知書及び証明書については、窓口にて受け渡しいたしますので、ご了承ください。

(表2)

農地転用等に伴う土地改良区関係への提出書類

添付書類	手続種別	3 条		4・5条		現況証明	備 考
		町	届出	許可	町		
意見書(土地改良区)			0	3	(1)		土地改良区
地区除外申請書			2	2	(1)		〃
農地転用等の通知・意見書			2	2	(1)		〃
排水承諾書(添付書類有)			2	2	(1)		〃

(●注1) 意見書(土地改良区)は表2の部数を準備し、土地改良区の手続きを経た後に表1の部数を転用手続きの際に添付、(●注2) ( ) 内は必要な場合のみ添付